

## ○石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令

昭和47年5月15日

石川県警察本部訓令第18号

最終改正 令和4年11月8日警察本部訓令第20号

〔石川県道路交通法施行細則執行規程〕を次のように定める。

石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令

### 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 上申及び許可等（第4条－第17条の2）

第3章 運転免許（第18条－第35条）

第4章 行政処分（第36条－第46条）

第5章 国際運転免許証及び外国運転免許証並びに国外運転免許証（第47条－第52条）

第6章 危険防止等（第53条・第54条）

第7章 雑則（第55条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）第39条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び細則の実施について必要な手続を定めるものとする。

（申請等の経由及び処理）

第2条 警察署長は、細則第1条の定めるところにより、石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する申請書、届出書又は申出書を受理したときは、第2章のうち第9条、第16条及び第17条に係るものについては石川県警察本部交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）を、同章のうち第4条から第8条及び第10条から第15条に係るものについては石川県警察本部交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を、第3章から第5章に係るものについては石川県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由して、速やかに進達するものとする。

（許可書等の交付）

第3条 前条に規定する課長は、申請、届出及び申出に関し公安委員会が交付する文書のうち別に定めるものを除きその者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

## 第2章 上申及び許可等

### (交通規制の上申処理)

第4条 警察署長は、その管轄区域内において法第4条第1項の規定による交通規制の新設、改正又は廃止を必要とする区域、道路の区間又は場所があるときは、別記様式第1の交通規制実施上申書により、当該交通規制を必要とする理由を具体的に意見を付して公安委員会に上申するものとする。

2 交通規制課長は、前項の上申があったときは、交通規制の可否について必要な調査を行い、又は道路管理者等の意見を聞く等速やかに処理しなければならない。

### (警察署長が行う交通規制)

第5条 細則第3条の規定により、警察署長がその管轄区域内において交通規制を行うときは、別記様式第2の交通規制実施報告・通報書によつて公安委員会及び他の警察署長に報告（通報）しなければならない。ただし、その期間が3日以内のもので交通上の支障の少ないものにあつては報告（通報）を要しない。

2 前項の交通規制を行う区間が主要幹線道路であるとき又はその期間が2週間を超えるときは、あらかじめ石川県警察本部長（以下「本部長」という。）の指示を受けて行うものとする。

### (通行禁止除外車等指定の取扱い)

第6条 細則第5条第2項の規定による通行禁止除外車指定申請書を受理した警察署長は、当該申請の各事項について調査し、指定をするときは、別記様式第3の通行禁止除外車指定処理簿及び別記様式第3の2の通行禁止除外指定車標章交付簿に所定事項を記載して行うものとする。

第6条の2 細則第5条第4項の規定による駐車禁止除外車指定申請書を受理した警察署長は、当該申請の各事項について調査し、指定をするときは、別記様式第3の3の駐車禁止除外車指定処理簿及び別記様式第3の4の駐車禁止除外指定車標章交付簿に所定事項を記載して行うものとする。

### (車両通行禁止道路における通行許可の取扱い)

第7条 細則第5条の3の規定による車両通行禁止道路における通行許可の申請を受理した警察署長は、当該申請の各事項について調査し、許可するときは、別記様式第4の車両通行禁止道路通行許可処理簿及び別記様式第4の2の歩行者用道路・通行禁止道路通行許可車標章交付簿に所定事項を記載して行うものとする。

2 前項の車両通行禁止道路の区間が2以上の警察署の管轄区域にまたがる場合には、関係警察署長と協議の上許可するものとする。

3 細則第5条の4第2項の規定による歩行者用道路・通行禁止道路通行許可車標章は、有効期間を3年以内とする。

### (道路管理者等に対する意見聴取等)

第8条 法第110条の2の規定による道路管理者に対する意見聴取及び通知又は協議は、公安委員会の行うものについては交通規制課長が、警察署長が行うものについては当該警察署長が、それぞれ別記様式第5の交通規制について意見聴取、

協議、通知書によつて行うものとする。

(緊急自動車等の指定申請等)

第9条 細則第5条の5の規定による緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書を受理した警察署長は、申請書記載事項の正否及び当該申請に係る自動車について装置の適否を調査の上意見を付して公安委員会に上申するものとする。

2 公安委員会が緊急自動車等の指定をしたときは、交通企画課長は、別記様式第6の緊急自動車・道路維持作業用自動車指定台帳に所定事項を記載し、かつ、当該申請者に交付した緊急自動車・道路維持作業用自動車指定書及び当該自動車の自動車検査証の写を添えて北陸信越運輸局石川運輸支局長に通報するものとする。

3 細則第7条に定める指定書の記載事項の変更、届出等についても前2項に準じて処理するものとする。

(警察署長の駐車許可の取扱い)

第10条 細則第8条の規定による駐車禁止及び時間制限駐車区間規制場所における駐車許可申請を受理した警察署長は、当該申請の各事項について調査し、許可するときは、別記様式第7の駐車許可処理簿及び別記様式第7の2の駐車禁止道路駐車許可車標章交付簿に所定事項を記載して行うものとする。

2 細則第8条第4項の規定による駐車禁止道路駐車許可車標章は、有効期間を6か月以内とする。

(制限外許可の取扱い)

第11条 法第56条第1項に定める乗車又は積載設備場所以外の積載、法第56条第2項に定める貨物自動車荷台の人員乗車、法第57条第1項に定める貨物の制限超過積載等の許可申請を受理した警察署長は当該申請に係る車両及び積載の状態、運行経路の道路、交通の状態等について調査し支障のないものに限り許可するものとする。この場合令第24条第2項に掲げる条件を付したときは、必ず許可証に記載するとともに当該申請者に許可の条件を明確に伝達するものとする。

(管轄区域外に及ぶ制限外許可の取扱い)

第12条 前条の申請について車両の運行区間が他の警察署の管轄にわたる場合は、関係警察署長に道路の状況、交通上の支障の有無を協議し、運行の区間が他の府県にわたるときは本部長の指示を受け処理するものとする。

(制限外牽引の許可申請の取扱い)

第13条 法第59条第2項の規定による自動車の制限外牽引の許可申請を受理した警察署長は、運行の経路、牽引の方法について支障の有無を調査し、意見を付して公安委員会に上申するものとする。

(道路使用許可の取扱い)

第14条 法第77条第1項の規定による道路使用許可申請を受理した警察署長は、申請に係る各事項の正否、交通上の支障の有無及び危険防止に対する措置方法等について実地に調査の上許可するものとする。

2 前項の申請が、2以上の警察署の管轄にわたるときは、あらかじめ関係警察署長に協議して処理するものとする。

3 前2項の申請に係る行為が著しく交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、本部長の指示を受け処理するものとする。

(道路使用許可の報告等)

第15条 警察署長は、前条の許可をした場合、その道路使用の行為が2以上の警察署の管轄にわたるときは、別記様式第8の道路使用許可報告、通報書により本部長及び関係警察署長に報告(通報)するものとする。

(安全運転管理者等の選任届出)

第16条 警察署長は、法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に関する届出書を受理した場合は、規則第9条の9第1項又は第2項の要件の有無を確実に調査し、安全運転管理者等として適任であると認めるときは、別記様式第9の安全運転管理者等選任届出復命書に安全運転管理者等に関する届出書と関係書類を添えて公安委員会に報告するものとする。

2 前項の安全運転管理者等に関する届出書は、その写しを受理した警察署において整理保管するものとする。

(安全運転管理者等解任命令の取扱い)

第17条 交通企画課長又は警察署長は、安全運転管理者等が法第74条の3第6項に規定する規則で定める要件を備えないこととなつたとき又は安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、別記様式第10の安全運転管理者等解任命令処分上申書により、速やかに本部長に上申しなければならない。

2 交通企画課長は、前項の上申があつたときは、その内容を検討し、法第74条の3第6項の規定に該当すると認めるときは、別記様式第11の安全運転管理者等解任命令処分申立書により、公安委員会に対し処分の申し立てをするものとする。

(是正措置命令の取扱い)

第17条の2 交通企画課長又は警察署長は、自動車の使用者が法第74条の3第7項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない認めるときは、別記様式第11の2の是正措置命令処分申書により、速やかに本部長に上申しなければならない。

2 交通企画課長は、前項の上申があつたときは、その内容を検討し、法第74条の3第8項の規定に該当すると認めるときは、別記様式第11の3の是正措置命令処分申立書により、公安委員会に対し処分の申し立てをするものとする。

### 第3章 運転免許

(免許申請の受理)

第18条 運転免許(以下「免許」という。)の申請を受理するときは、当該申請について、法第88条の欠格事由並びに法第96条、第96条の2及び第96条の3の受験

資格の有無を確実に調査して処理するものとする。

(試験免除者の取扱い)

第19条 運転免許課長は、法第97条の2第1項第3号、第4号及び第5号又は同条第2項若しくは第3項の規定による試験の一部免除の免許申請を受理するときは、申請者からその事情を調査し申請に該当する者については、別記様式第12の免許試験免除申立書により、公安委員会に申立てするものとする。

(免許の拒否等)

第20条 運転免許課長は、運転免許証（以下「免許証」という。）を交付する場合は、令第33条及び第33条の2に規定する免許の拒否又は保留の基準に該当しないものであることを確認して行うものとする。

2 運転免許課長は、免許の試験に合格した者が拒否又は保留の基準に該当すると認められる場合には、弁明の機会を与えた後、処分について申立てをしなければならない。

3 前項の規定は、令第33条の3に規定する免許を与えた後における免許の取消し又は効力の停止の基準に該当する者を発見した場合に準用するものとする。

(拒否等の処分執行)

第21条 運転免許課長は、前条第2項の免許の拒否又は同第3項の取消しの基準に該当したものの処分の執行をするときは、規則第18条の3に規定する通知書を交付することにより行うものとする。

2 前項の取消しに該当したものの処分を執行するときは、免許証の返納（停止処分を行った場合にあっては提出）を受けなければならない。

第21条の2 運転免許課長は、第20条第1項の保留又は同第3項の停止の基準に該当したものの処分の執行をするときは、通知書（別記様式第15又は別記様式第16）を交付することにより行うものとする。

2 前項の停止の処分を執行する場合は、免許証の提出を受けなければならない。

(申請による取消し)

第22条 運転免許課長及び警察署長は、免許を受けている者から細則第31条の4第1項の規定による免許の取消しの申請があったときは、令第39条の2の3の各号に該当しないこと及び申請者の意思を確認した後、当該申請を受理するものとする。

2 運転免許課長及び警察署長は、前項の規定により免許の取消しを受けた者に別記様式第17の申請による運転免許の取消通知書を交付しなければならない。

3 警察署長は第1項の規定により免許の取消しの申請を受理したときは、関係書類を運転免許課長に送付するものとする。

(運転経歴証明書の交付)

第22条の2 運転免許課長及び警察署長は、細則第31条の5第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請があったときは当該申請を受理するものとする。ただし、当該申請が失効免許の運転経歴証明書の交付申請（法第105条第2項におい

て準用する法第104条の4第5項の規定によるものをいう。)の場合は、令第39条の2の5第1項の各号に該当しないことを確認した後、当該申請を受理するものとする。

- 2 警察署長が前項の規定により運転経歴証明書の交付の申請を受理したときは、関係書類を運転免許課長に送付するものとする。
- 3 運転免許課長は、運転経歴証明書の交付の申請を受理し又は関係書類の送付を受け、適当と認めたときは、所定の運転経歴証明書を作成し、申請者に速やかに交付し又は警察署長を経由して交付するものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更届出等)

第22条の3 運転免許課長及び警察署長は、細則第31条の5第2項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出を受理したときは、当該変更に係る事項を運転経歴証明書に記載するものとする。

- 2 警察署長は、前項の規定による記載終了後、当該変更届出書を運転免許課長に送付するものとする。

(運転経歴証明書の再交付)

第22条の4 運転免許課長及び警察署長は、細則第31条の5第3項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請があったときは、本人を確認するに足る書類等を提示させるとともに、別記様式第17の2の運転免許証等の再交付に関する申出書を提出させ、必要に応じてその事実を調査し、再交付が適当と認めたときは当該申請を受理するものとする。

- 2 警察署長は、前項の再交付の申請を受理したときは、関係書類を運転免許課長に送付するものとする。
- 3 運転免許課長は、運転経歴証明書の再交付の申請を受理し又は関係書類の送付を受け、適当と認めたときは、所定の運転経歴証明書を作成し、申請者に速やかに交付し又は警察署長を経由して交付するものとする。

(免許証の交付)

第23条 運転免許課長は、免許試験に合格した者及び法第104条の4第3項の規定に係る申出をした者に対して所定の免許証を作成し、速やかに交付し又は警察署長を経由して交付するものとする。

(調査票の備え付け)

第24条 運転免許課長は、次の調査票を作成し備え付けなければならない。

- (1) 運転免許申請調査票 (別記様式第18)
- (2) 運転免許申請調査票 (失効一部免除) (別記様式第19)
- (3) 運転免許証更新調査票 (別記様式第20)
- (4) 運転免許証再交付調査票 (別記様式第21)
- (5) 運転経歴証明書 (交付・再交付) 調査票 (別記様式第21の2)

- 2 前項各号に規定する調査票は、交付年月日順に配列して保管するものとする。
- 3 調査票には所定事項のほか、次に掲げる各号の事項を記載するものとする。

- (1) 法第90条第1項ただし書の規定により免許の保留処分又は法第90条第3項の規定による免許の効力の停止処分となつた者については、そのてん末
- (2) 免許の取得経緯に関する事項その他特に必要と認める事項

#### 第25条 削除

(免許の条件等の解除又は変更等)

第26条 運転免許課長は細則第20条の規定により運転することができる自動車等の種類の限定若しくは身体の状態に応じて付した条件等の解除又は変更等の審査に合格した者については、当該解除又は変更等に係る事項を免許証に記載し、細則第22条の2の規定による記録を行うものとする。

(申請による免許の条件の付与等)

第26条の2 運転免許課長及び警察署長は、細則第31条の3第1項の規定による免許の条件の付与の申請があつたときは、当該申請に係る免許に条件を付与するものとする。

2 運転免許課長は、細則第31条の3第2項の規定による免許の条件の変更の申請があつたときは、当該申請が適当であるかどうかについて審査を行い、これに合格したときは、当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

3 運転免許課長及び警察署長は、第1項又は第2項の規定による免許の条件の付与又は変更を行ったときは、当該付与又は変更に係る事項を免許証に記載し、細則第22条の2の規定による記録を行うものとする。

(免許証の記載事項の変更届出)

第27条 運転免許課長及び警察署長は、細則第22条の4第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出を受理したときは、当該変更に係る事項を免許証に記載(細則第22条の2の規定による記録が行われる場合にあっては、同条の規定による記録をいう。)するものとする。

2 警察署長は、免許証に記載事項の変更の届出に係る事項を記載終了後、速やかに当該変更届出書を運転免許課長に送付するものとする。

(免許証の再交付)

第28条 運転免許課長及び警察署長は、細則第22条の4第2項の規定による免許証の再交付の申請があつたときは、本人を確認するに足る書類等を提示させるとともに、別記様式第17の2の運転免許証等の再交付に関する申出書を提出させ、別記様式第21の運転免許証再交付調査票を作成し、必要に応じてその事実を調査し、再交付が適当と認めたときは当該申請を受理するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による再交付の申請を受理したときは、関係書類を運転免許課長に送付するものとする。

3 運転免許課長は、免許証の再交付の申請を受理し又は関係書類の送付を受け、適当と認めたときは、所定の免許証を作成し、申請者に速やかに交付し又は警察署長を経由して交付するものとする。

(免許証の更新及び定期検査)

第29条 運転免許課長及び警察署長は、細則第29条第1項の規定による免許証の更新申請書の提出があつたときは、規則第29条第8項又は第29条の2第6項の規定による適性検査を実施し、その結果を更新調査票の所定の欄に記載するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による更新の申請を受理したときは、関係書類を運転免許課長に送付するものとする。

3 運転免許課長は、第1項の規定による更新の申請を受理し又は関係書類の送付を受け、適当と認めたときは、所定の免許証を作成し、申請者に速やかに交付し又は警察署長を経由して交付するものとする。

(更新の申請の特例)

第29条の2 運転免許課長は、細則第29条の2の規定による更新の申請があつたときは別記様式第27の運転免許証更新(経由)申請書を提出させるとともに速やかに適性検査を実施し、その結果及び法第108条の2第1項第11号に規定する講習の受講状況を別記様式第27の2適性検査結果通知書・講習済通知書に記載しなければならない。

2 運転免許課長は、前項の規定による別記様式第27の運転免許証更新(経由)申請書及び別記様式第27の2の適性検査結果通知書・講習済通知書を免許証の更新を受けようとする者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

3 運転免許課長は、法第101条の2の2第5項の規定による適性検査及び適性検査を受けるべき旨の通知をしなければならない。

(臨時適性検査)

第30条 運転免許課長及び警察署長は、法第90条第1項第1号から第2号まで、若しくは法第103条第1項第1号から第3号まで又は第91条の規定に該当するものと認められるものについては、別記様式第28の臨時適性検査検討対象者発見報告書により、本部長に報告しなければならない。

(返納等に係る免許証等の取扱い)

第31条 運転免許課長及び警察署長は、法第92条第2項、第101条第6項、第101条の2第4項、細則第31条の5第5項、第34条及び第34条の4の規定により、引換え又は返納された免許証等は、毎月ごとにとりまとめ6月間保管するものとする。

2 前項の期間が経過したものについては、他に利用されるおそれのない方法で処分するものとする。

第32条 削除

第33条 削除

(試験の実施計画)

第34条 運転免許課長は、細則第19条本文及び第23条第2項の規定による即日試験の実施計画について、翌月分を前月の20日までに定め、公表するものとする。

(自動車教習所の届出及び指定申請等)

第35条 規則第31条の5の規定による自動車教習所の届出並びに同第35条の規定に

よる自動車教習所の指定申請及び同第36条の規定による指定申請書の記載事項の変更届出は、運転免許課長がこれを受理するものとする。

#### 第4章 行政処分

(原票等の送付)

第36条 石川県警察本部交通部交通指導課長、同交通機動隊長若しくは同高速道路交通警察隊長又は警察署長は、警察庁情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）に登録すべき事案があるときは、取締り原票、交通事故等行政処分登録票、重大違反唆し等・道路外致死傷・危険性帯有者行政処分上申書、交通切符等適用外違反用行政処分原票（以下「原票等」という。）及び処分事由の証明に必要な関係書類を速やかに運転免許課長に送付しなければならない。

2 前項の原票等（交通事故等行政処分登録票を除く。）の送付に当たっては、行政処分送付簿（別記様式第30）に送付年月日その他所要事項を記載し、経過を明らかにしておかなければならない。

(行政処分の決裁等)

第37条 運転免許課長は、法第103条第1項第1号から第3号までの規定に該当し、免許の取消し又は効力を停止する処分に該当すると認められるものについては、別記様式第32の2の仮決定書を作成し、決裁を受けなければならない。

2 運転免許課長は、法第103条第1項第5号の規定に該当し、免許の取消し又は効力を停止する処分に該当すると認められるものについては、別記様式第31の仮決定書を作成し、処分量定について決裁を受けなければならない。

3 法第103条第1項第6号、第7号又は第8号の規定に該当し、免許の取消し又は効力を停止する処分に該当すると認められるものについては、仮決定書（別記様式第32）を作成し、処分量定について決裁を受けなければならない。

4 第1項又は第3項までに掲げるもののうち、意見の聴取又は聴聞を行う事案については、開催日ごとに名簿を作成しなければならない。この場合において、取消しに係るものは公安委員会の、停止に係るものは本部長の決裁を受けていなければならない。

5 意見の聴取又は聴聞の後には、開催日ごとの結果を作成し、前項に準じて決裁を受けなければならない。

(行政処分の移送等)

第38条 運転免許課長は、免許の取消し又は効力の停止の基準に該当する者（以下「処分対象者」という。）の住所地が石川県外であるときは、別に定める行政処分関係書類送付書に原票等及び関係書類を添え、処分対象者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課に送付するものとする。

2 運転免許課長は、処分対象者のうち当該処分に係る事案について法第103条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により規則第29条の4に規定する処分移送通知書を送付するものについては、原票等及び関係書類を添付するものとする。

3 前条の規定は、法第103条第3項又は第5項の規定により処分移送通知書の送付を受けた場合について準用する。

(運転免許課長の処分執行)

第39条 運転免許課長は、免許の取消しの基準に該当し、意見の聴取又は聴聞によつて処分が決定された者に対しては、意見の聴取又は聴聞終結の際にその者に規則第30条の4に規定する処分書(規則別記様式第19の3の3)を交付し免許証の返納又は提出を求め処分の執行をするものとする。

2 運転免許課長は、免許の停止の基準に該当し、意見の聴取又は聴聞によつて処分が決定した者に対しては、意見の聴取又は聴聞終結の際にその者に処分書(別記様式第33)を交付し免許証の提出を求め処分の執行をするものとする。

3 法第104条第4項又は行政手続法(平成5年法律第88号)第23条の手続を経て処分が決定した者の処分の執行は、被処分者の出頭の時点又は所在判明の時点において、第1項及び第2項に規定する方法に準じて行うものとする。

4 運転免許課長は、法第103条第1項第5号に該当(前3項に規定する者を除く。)し免許の効力を停止することとなる者に対しては、相当な期間において、出頭日時、場所、処分理由、その他参考となるべき事項を記載した出頭通知書を送付し出頭を求め、第2項に規定する処分書を交付し免許証の提出を求め処分の執行をするものとする。

5 運転免許課長は、処分猶予を行うときは、前歴、累積点数その他の事項について教示を行い、誓約書を徴するものとする。

6 運転免許課長は、免許の試験に合格した者が合格前3年の間に免許の拒否処分又は保留処分の基準に達したことがあり、かつ、当該処分期間を経過している場合において、当該事実が令別表第2に定めのある前歴となるときには、その者に対しその事実を説明するとともに、その者から確認書を徴し、みなす処分登録を行うものとする。

7 運転免許課長は、第4項の出頭通知書を送付の後、出頭に応じない者又は警察署長において執行することが適当であると認められる者については、その者の現住所を管轄する警察署長又は処分の執行を行うことが適当と認める警察署長に対してその者の処分に係る処分書又はその副本及び行政処分執行依頼書(別記様式第35)を送付するものとする。

8 運転免許課長は、処分の執行をしようとする際に、その対象者が公安委員会の管轄区域外に住所を変更していることが判明したときは、当該都道府県の行政処分担当課に対し処分通知書(別記様式第36)、処分書及び登録票を送付するものとする。

9 前各項の規定により行政処分の執行をしたときは、その状況を明らかにするために処分書の控に所要事項を記入し整理保管するものとする。

(警察署長の処分執行)

第40条 第39条第1項から同第4項までの規定は、警察署長が免許の取消し又は効

力の停止の処分を受けるため警察署に出頭してきた者に対し処分の執行を行う場合について準用する。

2 前条第7項の処分書又はその副本及び行政処分執行依頼書の送付を受けた警察署長は、速やかに被処分者に対して出頭を求め、処分書を交付し、免許証の返納又は提出を求め処分を執行するものとする。

3 前2項の規定により処分を執行するときは、運転免許課長に連絡し、処分書又はその副本に所要事項を記入し整理保管するものとする。

(執行に当たつての配慮)

第41条 運転免許課長及び警察署長は、免許の効力の停止に当たつては、被処分者(違反者講習不受講により30日間の停止処分となる者を除く。)に対し法第108条の2第1項第3号に規定する講習を受けることができる旨を教示するものとする。

(仮運転免許の取消し)

第42条 石川県警察本部交通部交通機動隊長若しくは同高速道路交通警察隊長又は警察署長は、法第106条の2に該当し、仮運転免許の取消しの基準に該当する事案を認知したときは、速やかに運転免許課長に連絡しなければならない。

2 前項の連絡を受けた運転免許課長は、仮運転免許の取消しが適当と認めた場合は事案を認知した所属長へ仮運転免許の取消しの執行依頼をするものとする。

3 第40条第2項及び同第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(他県からの処分執行)

第43条 運転免許課長は、法第103条第9項の規定により県外の行政処分担当課から行政処分が決定した者に対する処分執行の通知を受けたときは、当県における手続きに準じて処分の執行を行うものとする。

(執行不能者の取扱い)

第44条 警察署長は、被処分者が所在不明その他の理由により行政処分の執行ができないときは、自動車等運転者行政処分執行不能報告書(別記様式第39)に呼出しの状況その他参考となる事項を記載し、関係書類を添え、運転免許課長に送付するものとする。

(免許証の取扱い)

第45条 運転免許課長及び警察署長が免許の効力の停止の際被処分者から提出を受けた免許証は、確実に保管し、停止期間が満了したとき(法第108条の2第1項第3号に規定する講習を受講し停止の期間が短縮されたときは、短縮された停止期間が満了したとき)は、被処分者の住所地を管轄する警察署長が返還するものとする。ただし、法第108条の2第1項第3号に規定する講習を受け、短縮された停止期間が停止処分の初日のみである場合は、運転免許課長が返還するものとする。

(他の場合についての準用等)

第45条の2 第37条第2項から第4項、第38条、第39条(第5項及び第6項を除

く。)、第40条及び第41条の規定は、法令に定めのある場合を除き、法第103条第1項第1号、第2号又は第3号の規定に該当したものについて準用する。この場合において、仮決定書は事案に応じたものを作成するものとする。

2 第37条、第38条(第1項を除く。)、第39条(第2項、第4項、第5項及び第6項を除く。)、第40条の規定は、法第104条の2の2第2項に該当したものについて準用する。この場合において、仮決定書は事案に応じたものを作成するものとする。

3 運転免許課長は、法第104条の2の2第2項に該当し免許を取り消された者が、他の種類の免許を受けていた場合は、速やかに当該免許に係る免許証を作成し交付するものとする。

(情報処理センターへの登録)

第46条 第3章及び本章における情報処理センターの登録業務は別に定めるところによる。

#### 第5章 国際運転免許証及び外国運転免許証並びに国外運転免許証

(国際運転免許証及び外国運転免許証を所持する者の免許申請)

第47条 国際運転免許証及び外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。)を所持する者から免許申請があつた場合の免許証の交付にあつては、その免許証の備考欄及び調査票のその他の欄に、国際運転免許証等を所持している旨及びその有効期間を記載し、かつ、当該国際運転免許証等に、免許証を交付した旨の記号を付するものとする。

(臨時適性検査)

第48条 法第107条の4の規定による臨時適性検査の取扱いについては、第30条の規定を準用するものとする。

(自動車等の運転禁止処分)

第49条 法第107条の5の規定による運転禁止処分の取扱いについては、特に定めのある場合を除いて第4章の規定を準用するものとする。

(国外運転免許証の交付申請の受理)

第50条 運転免許課長及び警察署長は、国外運転免許証の交付申請を受理するときは、当該申請について申請資格の有無を確実に調査して処理するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による国外運転免許証の交付の申請を受理したときは、関係書類を運転免許課長に送付するものとする。

(国外運転免許証の交付)

第51条 運転免許課長は、国外運転免許証の交付の申請を受理し又は関係書類の送付を受け、適当と認めるときは、所定の国外運転免許証を作成し、申請者に速やかに交付し又は警察署長を経由して交付するものとする。

(国外運転免許証の返納等の取扱い)

第52条 運転免許課長は、返納された国外運転免許証が他の公安委員会から交付されたものであるときは、別記様式第43の国外運転免許証返納通知書により、返納

された国外運転免許証を交付した公安委員会へ通知するものとする。

2 前項の規定は、国外運転免許証の提出があつた場合に準用するものとする。

## 第6章 危険防止等

(違法工作物等に対する措置)

第53条 警察署長は、違法工作物又は違法工事等があり、法第81条第1項の規定に基づき必要な措置をとることを命ずるときは、別記様式第44の違法工作物(工事)等措置命令書を交付して行うものとする。

(沿道工作物等の危険防止の措置)

第54条 警察署長は、沿道の工作物等の危険防止について、法第82条第1項の規定に基づき、当該工作物等を占有者等に対し、必要な措置を命ずるときは、別記様式第45の違法工作物等措置命令書を交付して行うものとする。

## 第7章 雑則

(分庁舎等における許可事務の取扱い)

第55条 白山警察署鶴来庁舎、輪島警察署穴水庁舎、珠洲警察署能登庁舎、交番、署所在地、駐在所、警備派出所又は検問所に勤務する警察官は、法第57条第3項の規定による車両の制限外積載の許可に係る申請書を受理したときは、申請事項を調査し許可することが適当であると認めた場合は許可証の所定の事項を記載して一部を申請者に交付し、他の一部を速やかに警察署長に進達するものとする。

2 前項の申請を受理したときは、疑義のある場合に限り警察署長の指示を受けて行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

(関係訓令の廃止)

2 石川県道路交通法施行細則執行規程(昭和35年12月20日警察本部訓令第18号)は廃止する。

附 則(昭和49年11月1日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月1日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年7月1日警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成2年9月1日警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則(平成4年6月29日警察本部訓令第12号)抄

この訓令は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成4年6月30日警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年10月30日警察本部訓令第26号）  
この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成6年5月9日警察本部訓令第13号）  
この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年10月1日警察本部訓令第23号）  
この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年8月28日警察本部訓令第9号）  
この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日警察本部訓令第8号）  
この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日警察本部訓令第11号）  
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月7日警察本部訓令第20号）  
この訓令は、平成12年12月7日から施行する。

附 則（平成13年3月22日警察本部訓令第8号）  
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月31日警察本部訓令第12号）  
この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成16年11月19日警察本部訓令第18号）  
この訓令は、平成16年11月19日から施行する。

附 則（平成17年3月15日警察本部訓令第8号）  
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月25日警察本部訓令第17号）  
この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年9月28日警察本部訓令第24号）  
この訓令は、平成19年9月28日から施行する。

附 則（平成21年5月29日警察本部訓令第10号）  
この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日警察本部訓令第13号）  
この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日警察本部訓令第24号）  
この訓令は、平成22年1月4日から施行する。

附 則（平成22年3月24日警察本部訓令第2号）  
この訓令は、平成22年3月24日から施行する。

附 則（平成24年3月21日警察本部訓令第8号）  
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月6日警察本部訓令第8号）  
この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日警察本部訓令第3号）  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日警察本部訓令第16号）  
この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日警察本部訓令第7号）  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日警察本部訓令第2号）  
この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年11月6日警察本部訓令第6号）  
この訓令は、令和元年12月2日から施行する。

附 則（令和元年11月29日警察本部訓令第7号）  
この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和3年12月3日警察本部訓令第20号）  
この訓令は、令和3年12月3日から施行する。

附 則（令和4年5月13日警察本部訓令第11号）  
この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和4年11月8日警察本部訓令第20号）  
この訓令は、令和4年11月8日から施行する。

別記様式第1(第4条)

交通規制実施上申書

警察署(隊)

規制種別					新設・改正 廃止別		一連 番号	
規制 場所	規制 番号	路線名	規制場所		特殊項目	延長 (メートル)	規制対象	規制時間
	現行							
上申理由等						既設の交通規制 や安全施設		
道路状況の詳細		主道路	車道幅員 m	歩道幅員 m	従道路	車道幅員 m	歩道幅員 m	
沿道の状況詳細					交通事故発生 状況	人身事故 件	物件事故 件	
交通量		主道路	車両 台/時	歩行者 人/時	従道路	車両 台/時	歩行者 人/時	
地元住民の意向						その他 参考事項		
道路管理者 の意見				供用予定 年月				

別記様式第2(第5条)

第 年 月 日 号	
石川県公安委員会 殿 警察署	
警察署長 印	
交通規制実施報告(通報)書	
下記のとおり、交通規制を行うこととしたので報告する。	
1 交通規制の種別及び内容	
2 規制の路線名及び区間	
3 規制の期間	
4 規制の理由	
5 迂回路の有無、その他交通上の措置	
6 備考	













別記様式第5(第8条)

第 年 月 日 号	
殿	
石川県公安委員会 印	
警察署長 印	
交通規制について（意見聴取）（協議）（通知）書 下記の交通規制実施について、道路交通法第110条の2により、（意見聴取） （協議）通知する。（書面又は電話で回報願いたい。）	
交通規制の種別	
交通規制を行う道路名及び区 間区域	
交通規制の実施（予定）期日	
交通規制実施の理由	
備 考	







別記様式第8(第15条)

第 年 月 日  
 号 日

石川県警察本部長  
 殿  
 警察署長

警 察 署 長 印

道路使用許可報告(通報)書

下記のとおり、道路使用の許可をしたので報告(通報)する。

申請者	住 所	
	氏 名	
道路使用の目的		
場 所 又 は 区 間		
期 間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで
方 法 又 は 形 態		
現 場 責任者	住 所	
	氏 名	
許 可 年 月 日		
許 可 条 件		
備 考		

別記様式第9(第16条)

新規	変更			
		第 年 月 日		
石川県公安委員会 殿		警察署長 印		
安全運転管理者等選任届出復命書				
下記の者に対する、安全運転管理者・副安全運転管理者の選任届について、資格要件を調査の結果、適任であると認め受理したので報告する。				
届出者	事業所名 所在地 管理者名			
資格要件	安全運転管理者			
	1 運転管理2年以上の実務経験	2 公安委員会の教習終了者で1年以上の実務経験	3 公安委員会が認定した者	
	副安全運転管理者			
	1 運転管理1年以上の実務経験	2 自動車の運転経験が3年以上	3 公安委員会が認定した者	
備考				

別記様式第10(第17条)

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>石川県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">安全運転管理者等解任命令処分上申書</p> <p>下記の者に対する、安全運転管理者等の解任命令について上申する。</p>	
被 処 分 者 (安全運転管理者等)	住 所 位 置 地 氏 名  年 月 日生 ( 歳)
選 任 年 月 日	年 月 日
使 用 者	本 扱 の 位 置 事 業 所 名 氏 名
処分を必要とする理由	道路交通法第74条の3第6項
情状及び処分に対する見	
そ の 他 参 考 事 項	

別記様式第11(第17条)

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>石川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">石川県警察本部長</p> <p style="text-align: center;">安全運転管理者等解任命令処分申立書</p> <p>下記の者に対する、安全運転管理者等の解任命令について申し立てをする。</p>	
被 処 分 者 (安全運転管理者等)	住 所 位 置 地 氏 名  年 月 日生 ( 歳)
選 任 年 月 日	年 月 日
使 用 者	本 扱 の 位 置 事 業 所 名 氏 名
理 由	道路交通法第74条の3第6項
処 分 意 見	
そ の 他 参 考 事 項	

別記様式第11の2(第17条の2)

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>石川県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">是正措置命令処分上申書</p> <p>下記の者に対する、是正措置命令について上申する。</p>	
安全運転管理者	<p>住 所 位 置 地 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生 ( 歳)</p>
選 任 年 月 日	年 月 日
使 用 者	<p>本 扱 の 位 置 事 業 所 名 氏 名</p>
処分を必要とする理由	道路交通法第74条の3第8項
情状及び処分に対する見	
その他参考事項	

別記様式第11の3(第17の2条)

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>石川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">石川県警察本部長</p> <p style="text-align: center;">是正措置命令処分申立書</p> <p>下記の者に対する、是正措置命令について申し立てをする。</p>	
安全運転管理者	<p>住 所 位 置 地 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生 ( 歳)</p>
選 任 年 月 日	年 月 日
使 用 者	<p>本 扱 の 位 置 事 業 所 名 氏 名</p>
理 由	道路交通法第74条の3第8項
処 分 意 見	
その他参考事項	

別記様式第12(第19条)

決 裁	年 月 日	起 案	年 月 日
施 行	年 月 日		
保存 年			
警察本部長			
部長	課長	次席	補佐 係長
			年 月 日
石川県公安委員会 殿		石川県警察本部長 印	
<p>運転免許試験免除申立書</p> <p>下記の者の免許申請に対して調査した結果別添のとおり回答があり下記のように運転免許試験の免除に該当するので申し立てをする。</p>			
本籍・国籍等			
住 所			
氏 名	生年月日		
免 許	年 月 日	免 許 日号	石川県公安委員会交付
満 了 期 間	年 月 日		
免 除 理 由			
	法令	第97条の2第 項第 号 第34条の3 項第 号 第34条の4第 項第 号	
試験	免 除	適性 学科 技能	
	受 験	適性 学科 技能	
参 考 事 項			

別記様式第13 削除

別記様式第14 削除

別記様式第15(第21条の2)

運転免許保留処分通知書									
下記の理由により、 年 月 日付けであなたから申請のあった免許を 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）保留したので通知します。									
年 月 日 石川県警察本部長									
住 所									
氏 名		生年月日			性別				
申請に係る免許の種類									
処分番号									
処分の根拠法条		道路交通法第 条第 項							
理 由	年 月 日	違反行為の種別等	違反	事故	死亡	重傷	軽傷	物	点数
									点
									点
									点
									点
									点
									点
									点
									点
前歴 回 累積点数 点									
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。								

別記様式第16(第21条の2)

運転免許停止処分通知書

下記の理由により、あなたの免許の効力を 年 月 日から  
日間停止したので通知します。したがって、あなたに対する処分の  
満了日は 年 月 日 (実停止 日間) となります。

年 月 日

石川県警察本部長

住 所																				
氏 名												生 年 月 日		性別						
免許証の 番 号		第 号 年 月 日										公安委員会交付								
免許の種類		第一種 免 許	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	第二種 免 許	大 型	中 型	普 通	大 特	けん 引	まで 有効	
処分番号																				
処分の根拠法条			道路交通法第 条 項																	
理 由	年月日	違反行為の種別等				違反	事故	死亡	重傷	軽傷	物	点数								
												点								
												点								
												点								
												点								
												点								
												点								
												点								
												点								
												点								
教 示		<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表とする者は石川県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>																		

## 申請による運転免許の取消通知書

あなたの申請に基づき、道路交通法第104条の4第2項の規定により、

年 月 日付けであなたの免許を取り消したので通知します。

年 月 日

石川県公安委員会

住 所 氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生
免 許 証 番 号 交 付 年 月 日 交 付 公 安 委 員 会	第 号 年 月 日 石 川 県 公 安 委 員 会 交 付
取 消 と な る 免 許 の 種 類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 中 通 特 自 自 型 原 引 型 型 通 特 引 一 一 一 一 一 二 二 特 付 一 二 二 二 二 種 種 型 種 種 輪 輪 殊 付 一 種 種 種 種 二
備 考	

## 運転免許証等の再交付に関する申出書

石川県公安委員会 殿

申出日	年 月 日
氏名	
生年月日	年 月 日

※ 申出者は太枠部分を記入すること

### 運転免許証等の再交付の理由

免許証等を**亡失・滅失**したため

免許証等は 年 月 日午前・午後 時頃に (場所) で見たのが最後です。
年 月 日午前・午後 時頃に (場所) で免許証等の亡失等に気がつきました。
その間の立ち寄り先は です。
免許証等は に入れていました。
具体的には 。
ので、亡失等したと思われます。
・警察への届出について <input type="checkbox"/> 遺失届 <input type="checkbox"/> 被害届 届出日 年 月 日 届出先 警察署 <input type="checkbox"/> 交番 <input type="checkbox"/> 駐在所

※ 運転免許証を亡失等した場合は記入してください。

私は、以下の項目について承知しました。

- ・不正に再交付を受けて運転免許証を2通以上持つことをしません。
- ・亡失した運転免許証を発見したときは、速やかに返納します。

免許証等を**破損・汚損**したため

免許証等の**記載事項を変更**したため

免許証等の**写真を変更**したため

免許証の**条件を変更**したため

**その他**

その他の理由：











年 月 日

## 運転免許証再交付調査票

変更項目 子 エ ック	① 資料区分	再交付	住	氏	住氏	本・国	住本	氏本	氏住本	外住	外住氏	外住本	外氏住本	
		59	51	52	53	54	55	56	57	A1	A3	A5	A7	
	④ 登録年月日 登録番号			年			月			日	-			
	⑥ 生年月日			年			月			日	⑦ 性別	男 1	女 2	
	③ 免許証番号											再交付理由	亡失等 1	破損等 4
⑤ フリガナ									連絡先 (TEL)					
⑧ 氏名	(姓)						(名)							
⑩ 本籍・国籍等														
⑪ 住所	石川県													

④ 交付年月日 照会番号			年			月			日	-				
-----------------	--	--	---	--	--	---	--	--	---	---	--	--	--	--

免許証番号 第

号

折り曲げないでください

別記様式第21条の2(第24条関係)

(申請取消同時の場合は運転免許証の写しをとる)

運転経歴証明書(交付・再交付)調査票

年 月 日

住 所	石川県		
ふりがな			
氏 名			
生年月日	年	月	日
申請取消年月日・番号	年	月	日 第 号
旧運転免許番号	第		号
経歴証明登録番号	年	号	

別記様式第22 削除

別記様式第23 削除

別記様式第24 削除

別記様式第25 削除

別記様式第25の2 削除

別記様式第26 削除

### 運転免許証更新（経由）申請書

公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ		
氏 名	(姓)	(名)
生 年 月 日	年	月 日
連 絡 先		

更新手数料	
-------	--

#### 運転免許証の写し

--	--

#### 運転免許証の暗証番号

暗証番号1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
暗証番号2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

## 適性検査結果通知書・講習済通知書

公安委員会 殿

年 月 日

道路交通法第101条の2の2第2項の規定による適性検査の実施結果  
 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習を受けたことを通知する。

石川県公安委員会

運転免許証の写し

--	--

検査年月日				年	月	日	検査者氏名			
視力	裸眼	左眼		矯正	左眼		視野	左		
		右眼			右眼			右		
		両眼			両眼			計		
深視力	裸眼・矯正	1回		運動能力	適 否		備考			
		2回								
		3回		聴力	適 否					
		平均								

更新時講習 受講証明書	
----------------	--

別記様式第28(第30条関係)

第 年 月 号 日

石川県警察本部長 殿

長

臨時適性検査検討対象者発見報告書

対象者	本籍・国籍 住所 職業 氏名 年月日(年齢) 年 月 日生 ( ) 歳																																													
現に受けている免許	免許番号 第 号 交付年月日 年 月 日																																													
	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>大</td><td>中</td><td>準</td><td>普</td><td>大</td><td>大</td><td>普</td><td>小</td><td>原</td><td>け</td><td>大</td><td>中</td><td>普</td><td>大</td><td>け</td> </tr> <tr> <td>型</td><td>型</td><td>型</td><td>通</td><td>特</td><td>自</td><td>自</td><td>特</td><td>付</td><td>引</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>引</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	引														
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															
大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け																																
型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	引																																
条件 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 眼鏡等 <input type="checkbox"/> その他 ( )																																														
対象者発見の端緒																																														
対象者発見の状況等																																														
病気・障害の状況																																														
その他参考事項																																														





別記様式第32(第37条)

決	部 長	首席参事官	課 長	次 席	補 佐	係長・主任・係
裁						

仮 決 定 書	
氏 名	年 月 日生 ( 歳)
処 分 基 準	<input type="checkbox"/> 取消し 年 <input type="checkbox"/> 停止 日 <input type="checkbox"/> 処分猶予
処 分 量 定	<input type="checkbox"/> 取消し 年 <input type="checkbox"/> 停止 日 <input type="checkbox"/> 処分猶予
処 分 決 定	<input type="checkbox"/> 取消し 年 <input type="checkbox"/> 停止 日 <input type="checkbox"/> 処分猶予
処 分 理 由	1 重大違反唆し等      2 道路外致死傷      3 危険性帯有
本犯の氏名	年 月 日生 ( 歳)
処 分 の  参 考 事 項	

別記様式第32の2(第37条関係)

決 裁	部 長	首席参事官	課 長	次 席	補 佐	係長・主任・係

仮 決 定 書		
本 籍		
住 所		
被処分者氏名	年 月 日生 ( 歳)	
処分基準	<input type="checkbox"/> 取消し 年	<input type="checkbox"/> 停止 日 <input type="checkbox"/> 処分猶予
処分決定	<input type="checkbox"/> 取消し 年	<input type="checkbox"/> 停止 日 <input type="checkbox"/> 処分猶予
処分理由	1 一定の病気 2 認知症 3 身体の障害 4 薬物中毒	
処分の参考  事 項		



別記様式第34 削除

別記様式第35(第39条)

第 号  
年 月 日

警察署長 殿

運 転 免 許 課 長

行 政 処 分 執 行 依 頼 書

の処分書を送付するので執行の上、連絡願います。

別記様式第36(第39条関係)

第 年 月 日 号

公安委員会 殿

石川県公安委員会

処 分 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に居住を有する下記の者に対し、下記の処分を行ったので通知する。

記

住 所																						
氏 名	年 月 日 生																					
運転免許の種類	第一種免許	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	第二種免許	大	中	普	大	けん	仮免許	大	中	準	普
		型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引		型	型	通	特	引		型	型	中型	通
国際運転免許証で運転することができる自動車の種類											A		B		C		D		E			
処 分 理 由	違反行為の発生日									違反行為の種別等						点 数						
	年 月 日																					
	年 月 日																					
	年 月 日																					
	年 月 日																					
	年 月 日																					
	年 月 日																					
過去3年以内における前歴の有無及び回数											有 回		無		累積点数		点					
過去5年以内における取消歴等の有無											有		無									
処 分 内 容	<input type="checkbox"/> 免許の取消し(処分年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 免許効力の停止 日間 (処分年月日 年 月 日から 年 月 日まで) 免許の効力の停止処分の短縮 日間(処分最終日 年 月 日)																					
備 考																						

別記様式第37 削除

別記様式第38 削除

別記様式第39(第44条)

第            号 年    月    日	
石川県公安委員会 殿	
警察署長 印	
自動車等運転者行政処分執行不能報告書	
処分決定年月日 処 分 番 号	
処 分 別	
免許の種類、番号	
住 所 氏 名 生 年 月 日	
執 行 不 能 の 理 由	
取 扱 者	
備 考	

別記様式第40 削除

別記様式第41 削除

別記様式第42 削除

別記様式第43(第52条)

第 号  
年 月 日

公 安 委 員 会 殿

石川県公安委員会

国外運転免許証返納通知書

貴公安委員会から交付された下記免許証が 年 月 日当公安委員会へ返納されたので通知する。

交 付 番 号	
本 籍 ・ 国 籍 等	
住 所	
氏 名	年 月 日生
発 給 年 月 日	
有 効 期 間	
返 納 事 由	
運転できる自動車等の種類	
備 考	

別記様式第44(第53条)

第 年      月      日 号 日	
住 所 氏                  名                  殿	
警察署長                                  印	
違法工作物（工事）等措置命令書 あなたの工作物（工事）等が道路交通法第 条第 項の規定に違反して いるので、同法第81条第1項の規定に基づき、下記のとおり措置するよう命じ ます。	
工作物、物件又は工 事の名称	
工作物、物件又は工 事の位置（場所）	
措 置 の 内 容	
措置すべき日時又は 期限	
備                          考	

別記様式第45(第54条)

第 年      月      日 号 日	
住 所 氏                  名                  殿	
警察署長                                  印	
違法工作物等措置命令書 あなたが設置した工作物等が道路における交通の危険を生じさせる（又は著 しく交通の妨害となる）おそれがあるので、道路交通法第28条第1項の規定に基 づき、下記のとおり措置するよう命じます。	
工作物又は物件の 名称	
工作物又は物件の 位置（場所）	
措 置 の 内 容	
措置すべき日時又 は期限	
備                          考	